

光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務委託 特記仕様書（案）

1 適用

本特記仕様書は、光市が発注する「光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務(以下「本業務」という。）」に適用する。

なお、本特記仕様書に特段の定めがないものについては、山口県業務委託共通仕様書（最新版）の例によるものとする。

2 業務目的

人口減少や少子高齢化の進展を背景に、本市のまちづくりにおいては、持続可能な都市経営の観点などから、コンパクトなまちづくりによる拠点創出と、公共交通による拠点間の網形成が重要となっている。

今後、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進める上で、本市の主要な交通結節機能を担い、かつ都市拠点地区の一つに位置付けている「光駅周辺地区」の重要性がより高まると見込まれる。

また、光駅周辺地区における施設の老朽化や交通体系の変化の見込みなど、光駅周辺を取り巻く環境も大きく変化している。

本業務は、光駅周辺地区の拠点整備に際し、光駅周辺地区に必要な機能や役割を整理し、拠点整備の方向性や全体像を明らかにする「光駅周辺地区拠点整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定しようとするにあたり、必要となる検討やとりまとめ、素案の作成などを行うことを目的とする。

3 準拠法令等

本業務は、次の法令、規則等（最新版）に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市計画運用指針
- (3) 都市再生特別措置法
- (4) 都市再生基本方針
- (5) 駐車場法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (7) 建築基準法
- (8) 山口県福祉のまちづくり条例
- (9) 光市財務規則
- (10) その他本業務に関連する諸法令及び条例等

4 資料の貸与

本業務の履行に際し、光市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に次の資料を貸与する。

- (1) 第2次光市総合計画（平成29年3月）
- (2) 光市都市計画マスタープラン（平成24年3月）
- (3) 都市計画基礎調査の成果品（平成24年3月）
- (4) 光駅駐車場整備計画策定業務委託 報告書（平成20年10月）
- (5) 光駅利用実態・意向調査結果（平成24年12月）
- (6) 光駅自動車駐車場利用台数記録
- (7) 光駅自転車駐車場定時利用台数記録
- (8) その他、甲が本業務の履行に際し必要と認めるもの

5 貸与資料の取扱い

本業務で甲が乙に貸与する資料について、乙は貸与時に貸与（借用）目録書を作成することとし、貸与された資料を丁寧に扱い、破損、紛失させてはならない。万一、貸与後に破損又は紛失した場合は乙がその責を負うものとする。

また、貸与された資料が必要なくなった際は速やかに返却するものとする。

なお、乙は守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

6 成果品等の帰属

本業務において得られた資料・成果は全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくして第三者に貸与し、又は公表してはならない。

7 疑義等

業務を円滑に実施するため、乙と甲は常に綿密な連絡を取ることとする。また、乙は、本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに甲に確認するとともに、その内容を記録簿に記録し、甲の確認を受けるものとする。

8 業務の内容

(1) 計画準備

乙は、本業務の目的を理解したうえで、業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得ることとする。なお、業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の一覧、連絡体制、照査計画及びその他必要な事項を記載するものとする。

また、業務計画書記載の内容に変更等が生じた場合、乙は速やかに甲に変更業務計画書を提出し、承認を得ることとする。

(2) 現状と課題の整理

光市周辺地区の現状と課題については、これまで様々な形で整理してきた。甲はこれらの資料を乙に貸与し、乙は、当該資料を参考に光駅周辺地区の現状と課題を改めて整理するものとする。

(3) 市民アンケート調査

市民意向等把握のためのアンケート調査を実施するにあたり、乙は、過年度に実施したアンケートなどを踏まえて、光駅周辺地区の拠点整備の検討に際し必要になると考えられる調査項目を甲に提案することとする。甲は、提案を踏まえて調査票を作成し、市民2千人に調査票及び返信用封筒等を送付する(封筒の作成、調査票の印刷、送付及び回収に係る費用は甲が負担する。)

また、乙は結果の集計・分析を行うものとする。

(4) 光駅利用者アンケート調査

光駅等の利用実態及び利用者意向等把握のためのアンケート調査を実施するにあたり、乙は、過年度に実施したアンケートなどを踏まえて、光駅周辺地区の拠点整備の検討に際し必要になると考えられる調査項目を甲に提案することとする。甲は、提案を踏まえて調査票を作成し、光駅利用者1千人に調査票及び返信用封筒等を配布する(封筒の作成、調査票の印刷、配布及び回収に係る費用は甲が負担する。)

また、乙は結果の集計・分析を行うものとする。

(5) 整備の基本的な方向性の検討

乙は、現状と課題及びアンケート調査の結果等を踏まえ、光駅周辺地区の将来像や整備の考え方など、光駅周辺地区における拠点整備の基本的な方向性について検討し、とりまとめるものとする。

(6) 機能や役割の検討・整理

乙は関連計画等との整合を図りながら、整備の基本的な方向性に沿って、光駅周辺地区に必要な機能や求められる役割について検討し、とりまとめるものとする。

(7) 機能ゾーニングの検討・整理

乙は、前項で整理した機能について、利用者の利便性が高く、効率的かつ効果的な配置となるようにゾーニングを検討し、とりまとめるものとする。

(8) 基本構想(案)の作成

乙は、検討内容をとりまとめ、基本構想(案)を作成する。

(9) 会議運営等の支援

ア 光駅周辺地区拠点整備検討会議の運営支援

甲は、有識者や関係事業者等により構成する光駅周辺地区拠点整備検討会議を組織し、年に複数回(平成29年度に4回程度、平成30年度に3回程度)会議を開催する。

会議に際し、甲は会議資料を作成し、乙は甲の求めに応じてアンケート集計等の会議資料作成の基礎となるデータの提供をするものとする。

イ パブリックコメント実施に係る支援

甲は、住民等の意見聴取及び合意形成のため、パブリックコメントを実施する。乙は、公表用資料の作成などの運営支援を行うものとする。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、業務の節目、年度終了時などにおいて、合計7回を予定している。なお、乙からは、全ての協議に管理技術者を含む2人以上の技術者が出席すること。また、乙は協議の内容を打合せ協議簿に記録して、甲の確認を得ることとする。

9 成果品等

乙は、本業務の成果として、次のものを甲に提出すること。

なお、成果品提出前の照査については、乙が山口県業務共通仕様書等を参考に照査方法を立案し、甲が承認した照査計画に基づき、適切に実施すること。

また、後年度に本業務の検討過程で作成・使用したデータや成果品を利用する予定であるため、成果品の作成にあたっては容易に二次利用が行えるようにデータ形式等に配慮すること。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 平成29年度業務報告書（紙媒体） | 1部 |
| (2) 平成29年度業務報告概要書（紙媒体） | 1部 |
| (3) 最終業務報告書（紙媒体） | 2部 |
| (4) 最終業務報告概要書（紙媒体） | 2部 |
| (5) (1)～(4)の報告書・概要書（電子媒体） | 1式 |
| (6) 光駅周辺地区拠点整備基本構想 原稿データ（電子媒体） | 1式 |
| (7) その他甲が必要と認めるもの | 1式 |

なお、電子媒体での納品については、全てのデータを外付けポータブルHDD（2TB）に記録して納品することとする。